

## 第164回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

### 1 開催日時

令和6年8月29日（木）

午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

青山定敬 委員（部会長）、高橋輝昌 委員、原啓一郎 委員、  
橘隆一 委員（リモート）

#### 【職員】

佐藤森林課長、木村林地対策室長 他

### 4 議題

#### （1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

### 5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第4号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

## 【主な意見】

### ○第1号案件[【新規】土石等の採掘及び工場、事業場の設置（残土埋立及び自転車置場）について]

委員：自動車を置く場所の表面は、どのような状態か。

事務局：RC砕石を敷き詰めて十分に転圧され、大型車両が置かれても変形することの無いような状態で敷き固められている。

委員：雨などで洗堀されないような措置がとられているか。

事務局：転圧を十分にすることによって、洗堀等しない状態になっている。

委員：調節池の周りの集水施設は十分な大きさのものが設置されることを確認しているのか。

事務局：調節池の周りには、U600が設置されており、計算上も問題なく、集水して調節池に流し込むことが可能であることを確認している。

委員：調節池が既にあるように見えるが、既に設置されているのか。これから設置されるのか。

事務局：既に設置されている。

委員：資料の植栽する樹種名が、植栽木の配置図の樹種名と違っているが、マサキは植えるのか。

事務局：盛土の法面部分については、マサキを主体とした植栽とし、図のシラカシ、コナラ、ネムノキについては、平坦部分の造成森林で植栽する計画となっている。

委員：最終的には既設のU字溝に接続するが、その接続に際して、新たに集水枿を設けて接続するのか。

事務局：写真の白色で示した集水枿は、既に小規模林地開発行為届出により設置済となっている。

委員：既設のものは、図の一番左側の集水枿か。

事務局：図の一番左側と次の左から2番目までが既設で、その次のやや大きなものが新設する枿となっている。

委員：既設の枿が2つあって、その間の管も既設ということか。

事務局：はい。

委員：写真の奥側の白の四角と手前側の白の四角、その間の点線で示されている管が既設で、接続は、青の四角の部分と向こう側の白の四角の部分とを接するということか。

事務局：はい。

### ○第2号案件[【変更】工場、事業場の設置（流通業務施設の設置）について]

委員：許可経緯を見ると、去年の10月27日から今年の8月31日での計画に対しての変更で、許可されてから1年経っていない状態で、大きく変更しているようだが、何かあったのか。

事務局：当初、一部の雨水貯留槽が浸透タイプで計画されていたが、現地でボアホール法による浸透試験を行ったところ、浸透能が想定していた数値に届かなかったため、すべて放流タイプの雨水貯留槽に変えなければならなくなったことが大きな変更理由となっている。

委員：それは許可後に分かったのか。

事務局：はい。

委員：今の話に関連して、浸透能が低いという結果を受けてとのことだが、今回、浸透井戸の箇所数は増やしている。これは何か矛盾するよう感じる。むしろ、浸透方式をやめるのが正解と思うが、なぜ浸透井戸を増やしたのか。

事務局：当初は、放流タイプのものにすべて切り替える計画だったが、雨水貯留槽に集水できない場所が事業区域の隅の方に生じることとなったため、この直接流出部分について、やむを得ず浸透井戸の設置を計画することになった。

委員：浸透井戸の浸透能は問題ないのか。先ほどの話だと、浸透能が低いとのことだが、設置して問題ないのか。

事務局：計算上は問題ないことを確認している。浸透能が得られる深さまで掘って、設置される計画となっている。

委員：浸透式ということであれば、長期的には目詰まりの問題が発生すると思うが、目詰まり対策はどのようにとられているのか。

事務局：浸透井戸に流入する手前に柵を設置する。また、今回、「雨水浸透施設技術指針[案]」が計算根拠として使われているが、それに記載されている浸透能力経年調査結果では、公園的な利用、緑地のところで、浸透施設を設置した際に20年は浸透能の変化がなかったとある。なおかつ、計算の中で、影響係数で目詰まりの補正を行うが、そちらも基準に則り0.9掛けをして計算されており、その結果が問題ないことを確認している。

委員：1割の目詰まりで問題ないということか。

事務局：基準上はそのとおりである。

委員：集水柵の底面が、流入管の高さと比べて高いように思えるが、もう少し低くするなど、あるいは逆に、流入管の流入部の設置高を上げるなどの対策で、目詰まり対策ができないのかと思うが、どうか。

事務局：この計画でも計算上は基準を満たしているが、より安全な計画となるよう、事業者、コンサルを指導したいと思う。

委員：資料の計画概要で、切土が2倍以上、盛土が3倍以上と大幅に増えている。これは、何が変わったのか。

事務局：今回、既存擁壁を撤去し、法面を切土する計画であり、擁壁の撤去と切土で切土量が増え、また、建築物の変更も生じており、地盤、建築高を上げるために盛土をする計画となっているため、盛土量が増えている。

事務局：建築地盤高が37.0から37.7に変更され、それに伴い車路の高さも上がる計画となっている。断面図を見ると、変更前では盛土がほとんどないが、変更後は車路の部分、建物の脇の部分に盛土して高さを上げる計画となっている。このように、全体的に薄く盛土をするという形で、かなり盛土量が増えることとなっている。

委員：全体的に高くなる、ということか。それはなにか理由があるのか。

事務局：理由としては聞いていないが、建物の構造がRCS造からS造に変わったことも関係があると思料される。

委員：全体的に高さを上げるように計画されたというところで、変わったということか。

委員：擁壁展開図についての確認だが、地盤改良範囲と地盤改良範囲との間に、

砕石置換が計画されている箇所があるが、ここはなぜ砕石置換なのか。

事務局：砕石置換と地盤改良で金額を比較すると、砕石置換の方が安くなると思われるので、必要な地耐力が得られるところには砕石置換が、地盤改良までしないといけないところは地盤改良が計画されているものと思われる。

委員：砕石置換箇所の右側と左側とで地盤改良の深さが違うようだが、地耐力はこんなに変わるのか。この間の部分は砕石置換で大丈夫なのか。

事務局：土質試験が実施され、土質によって工法の使い分けが計画されている。

委員：それはそうだと思うが、極端に違うので、本当に大丈夫なのか心配している。

事務局：この部分については、確認する。

委員：議論の中で、要はこの変更がどうして行われたのかということが焦点とされているが、その理由は、資料にあるとおり、防災施設の変更という認識でよいか。

事務局：はい。変更内容としては、防災施設である雨水貯留槽のタイプの変更と、擁壁の新設及び構造変更が主になっている。

委員：より優れた防災施設にするために変更するということか。

事務局：より優れたというよりは、より現地に適合する防災施設となるよう、雨水貯留槽や擁壁を変更するものである。

事務局：当初許可からの大きな違いとして、工事施工者が変更となり、その関係で建物の計画が見直され、建物の地盤高を上げるなどの変更が生じ、それに伴い防災施設等についても再度見直しが行われたとのことである。

委員：わかった。

委員：資料の災害の防止のところ、浸透井戸について全く触れられていないが、浸透井戸を使っているという記述を入れたほうがよい。

事務局：先ほどの擁壁について、確認が取れたので説明する。L型擁壁が規格品であり、高さによって底版幅が変わる。それぞれの高さで計算すると、高さ1900のもの底版幅は1.4メートルであり、これより高いものでは地耐力が足りないという計算になるため、地盤改良を行う計画となっている。高さ1800のところであれば、底版幅と高さの計算から、砕石置換でも地耐力が足りるということで、地盤改良はしない計画となっている。高さ1700のところに関しては、高さ1800から高さ1700の間で底版幅の規格が小さくなることで地耐力が足りなくなるため、地盤改良を行う計画となっている。それよりも小さくなってくると、砕石置換で地耐力が足りるので、地盤改良はしない計画となっている。

委員：両側で改良するのに、その間は改良しないというのが不安だった。計算上は問題ないのかもしれないが、本当に問題ないのかという趣旨の質問だった。問題ないと確認しているのであれば、それでよい。

事務局：それぞれの高さのパターンで安定計算されており、この計画ですべて問題ないことを確認している。

委員：高さ100の違いでこんなに違うのか。

事務局：高さ1800と高さ1700を比べた場合、高さ1700の方は底版幅が20センチ短くなり、擁壁の高さが小さくなった影響より底版幅が短くなった影響の方が大きく出たとのこと、その理由でここは地盤改良が必要だということになっている。

委員：問題ないということであれば、それで構わない。あまりにも極端に違うので、質問した。

事務局：高さ 1800 と高さ 1700 とで底版幅が違うということは、求められる支持力が、高さ 1700 の方が製品としては同じでも高くなるということだとは思われるが、それについては製品等を見ながら再確認することとしたい。

### ○第 3 号案件【【変更】工場、事業場の設置（資材置場及びモータープール用地造成）について】

委員：減勢工や放流管の写真があるが、これは、今、審議しようとする変更を、既に行ってしまったということか。

事務局：はい。本来であれば、許可していないため撤去が好ましいが、この部分を撤去となると調節池自体が機能しなくなってしまい災害発生の危険性が高まるため、事業自体は一度ストップさせて、この形でとりあえず認めるというやり方とした。また、基準を満たしていることは確認している。

委員：防災施設が 50 cm 高くなったということだが、それ以外の箇所も高くなってはいないのか。

事務局：測量の誤りで河川のこの部分（図示）が高くなっており、それに合わせて全体的に図面とずれが生じてしまったため、防災施設の部分だけが高くなっている。

委員：調節池の方は問題ないのか。

事務局：はい。

### ○第 4 号案件【【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：浸透池①②はまだできていないとのことだが、集水区域が変更になるということは、区域の除外によるものということか。

事務局：除外区域が、今までの開発中の裸地から森林になることで、流出係数が変わり、それによって流出量が減少することと、現計画の法面を変えることになったことにより、若干、集水区域が変わっている。

委員：除外区域は、もう森林になったから流出量を見る必要がなくなるということか。

事務局：流出係数が森林になるので、見るべき流出量が大きく減るということになる。

委員：集水区域の変更というのは、面積の変更ではなく、内容の変更ということか。

事務局：はい。